

「防火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1359号）」改正の件

平素は弊社外壁材に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、表題の件、告示内容改正に伴い外壁の窯業系サイディングにつきましても、不燃下地以外にお使いいただく場合、告示での対応が可能となりました。

弊社におきましては下記の製品が告示に適合する形になりますので、ご案内申し上げます。

記

1. 告示適合製品

- ①窯業系サイディング 15mm以上の製品（中実）
- ②窯業系サイディング 18mm以上の製品（中空品で中空部を除く厚さが7mm以上）
＜弊社該当商品＞
 - ・ DRESSE PREMIUM
 - ・ DRESSE（リアルコードを除く）
 - ・ DRESSE CUSTOMIZE
 - ・ ラムダ 18 シリーズ
 - ・ ラムダ 20 シリーズ（ラムダ 20 ヨコ P-Y300、ラムダストライプ 27Pを除く）

2. 告示外製品

- ・ DRESSE（リアルコード）
- ・ ラムダ 20 シリーズ（ラムダ 20 ヨコ P-Y300、ラムダストライプ 27P）
- ・ ラムダワイド
- ・ ラムダブリックシリーズ

3. JTC 大臣認定について

告示適合製品並びに告示外製品につきまして、従来の防火認定番号 PC030BE-9201 での対応が可能ですので、従来通りの対応をお願いを申し上げます。尚、鉄骨系下地につきましては、上記1の製品につきましても、従来通り、防火認定番号 PC030BE-9202 での対応となります。また、準耐火 45分準耐火、1時間準耐火につきましても、従来の認定番号での対応となります。

4. 窯業系サイディングを使用した防火構造告示の要点

- ・ 部位 外壁
- ・ 構造 木造（軸組、桝組み）工法
- ・ 断熱材 なし、グラスウールまたはロックウール
- ・ 屋内側被覆 せっこうボード 9.5mm 以上等

以上、宜しくご高配の程、お願いを申し上げます。